

## F A 1 8 ホーネット戦闘攻撃機の飛来に対する意見書

6月6日から6月28日にかけて、米海兵隊岩国基地所属のF A 1 8 ホーネット戦闘攻撃機22機が、通常訓練のため嘉手納基地に一時移駐するとの連絡を受けた。嘉手納基地ではすでに、1か月程前からF A 1 8 ホーネット戦闘攻撃機がたびたび飛来し、13機が確認されている。

今年に入り、嘉手納基地においては、F 2 2 A戦闘機15機を約4か月間一時的に移駐したのをはじめ、F - 1 6戦闘機6機が一時配備されるなど、外来機の飛来が後を絶たず嘉手納基地周辺住民は強い憤りを覚える。

同機は昨年、嘉手納基地に配備中、殺傷能力が高く世界的に禁止が進むクラスター爆弾を使用しているとの訓練も実施しているとみられ、今回の訓練も同様に、一步間違えれば大惨事になりかねない事故等も懸念され、町民は更なる不安を強いられる。

また、2月と5月には、再三、中止を求めているパラシュート降下訓練も強行され、異常で過密状態な基地運用が平然と繰り返されている。

嘉手納基地所属の戦闘機訓練移転は、日米再編協議で合意されたが、現状は外来機の飛来等で騒音被害は増大している。今回の飛来訓練は、嘉手納基地の恒常的な負担を強いるもので断じて容認できるものではない。

よって、北谷町議会は町民の生命、財産、安全を守る立場から、度重なる外来機の飛来、訓練に対し強く抗議するとともに、関係機関に下記の事項を速やかに実施するよう強く要請する。

### 記

- 1 いかなる理由にせよ、外来機の飛来や訓練を止めること。
- 2 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月15日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）  
沖縄防衛局長